

佐賀県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年八月三十一日から平成二十四年十月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 佐賀外環状 線	神崎市神埼町本告牟田字三本 杉二二〇七番一地从から	後 一三・八
	神崎市神埼町本告牟田字四本 杉二二〇八番地先まで	後 八・四
	前	後
	六・六	一〇・八
	三四五・〇	三四五・〇
		メートル
		延長
		メートル